

消防用設備保守点検業務等委託仕様書

- 1 業務の名称 多世代共生施設らいむの丘消防用設備保守点検業務等委託
- 2 履行場所 三重県桑名市大字星川2239番地1
多世代共生施設らいむの丘
- 3 期 間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- 4 対象設備 多世代共生施設らいむの丘に設置されている消防用設備
(詳細は別紙参照)
- 5 目 的 消防用設備の機能保全及び防火対象物定期点検報告業務
- 6 内 容
 - (1) 消防用設備の機能保全のため点検技術員を派遣し、消防法及び同法施行令並びに同法施行規則に定める所要の点検を行うとともに委託者の防火管理者が行う維持業務を補佐すること。また点検結果等について委託者に報告と承認を得ること。
 - (2) 万一火災その他によって作動した場合等委託者に遅滞なく報告するとともに、適当な処置をとること。
 - (3) 消防法第17条の3の3、同施行規則第31条の4による防火対象物定期点検報告業務
- 7 点検回数及び時期等

消防用設備の機能保全点検	年2回 (機器点検、総合点検)
非常用発電機疑似負荷点検	年1回
防火設備定期点検報告業務	年1回
防火対象物定期点検報告業務	年1回
- 8 一般的事項
 - (1) 受託者は、委託者と緊密な連絡のもとに、受託者の責任において業務を履行すること。
 - (2) 業務を行う場合は、事前に委託者に連絡の上、これを行うものとする。
 - (3) 業務遂行中に異常を発見したとき又は保安上危険と判断される事実を発見したときは、直ちに委託者に報告するものとする。
 - (4) 業務完了後はその都度報告書を提出し委託者の確認検査を受けなければならない。
 - (5) 定期点検整備に通常必要な工具、機材、雑材消耗品等は受託者が負担するものとする。ただし、仮設足場、仮設材等通常使用しない機材が特に必要な場合は、委託者と協議するものとする、
 - (6) 点検業務を遂行するために必要な電力、水及びガス等については、委託者の負担とすること。
 - (7) 定期点検整備の際に実施できる軽微な部品交換又は軽微な修理については、受託者は委託者の指示に従い、点検作業に支障のない範囲で実施するものとする。

9 特記事項

不時の故障発生の場合、受託者は委託者の連絡により速やかに技術員を派遣し修理復旧に対処すること。その場合の費用については、点検及び調整等の軽微な保守により復旧できるものについては契約金額に含まれるものとし、部品の交換その他の修理工事が必要なものについては別途協議するものとする。ただし、受託者の責に帰すべきものについては、受託者の責任において復旧修理するものとする。

10 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に疑義を生じたときは、委託者と協議の上、定めるものとする。

以上